

## 地方税法等の一部を改正する法律案要綱

最近における社会経済情勢等に鑑み、個人住民税における扶養控除の見直し、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

### 第一 地方税法に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

- 1 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずること。（第二十三条、第二百九十二条関係）
- 2 平成二十五年度から、成年扶養親族に対する扶養控除について、以下の措置を講ずること。（第二十三条、第三十四条、第二百九十二条、第三百四十四条の二関係）
  - (+) 納税義務者が成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあっては、合計所得金額が

五百万円未満である納税義務者の成年扶養親族に限る。）を有する場合には、その納税義務者の前年中の総所得金額等からその成年扶養親族一人につき三十三万円を控除すること。

(二) (一)にかかわらず、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、その納税義務者の合計所得金額が四百万円を超える場合には、その成年扶養親族一人につき、三十三万円からその納税義務者の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額を控除した残額を控除すること。

(三) (一)及び(二)の成年扶養親族とは、扶養親族のうち年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいい、特定成年扶養親族とは、成年扶養親族のうち、年齢六十五歳以上七十歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等をいうものであること。

3 平成二十五年度から、調整控除について、2の改正に伴う所要の措置を講ずること。（第三十七条  
、三百十四条の六関係）

4 平成二十四年度から、個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずること。（第三十七条の二、第四十五条の二、三百十四条の七、三百十七条の二、附則第五

## 条の五、第五条の六関係)

(一) 寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるもの（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。以下「控除対象寄附金」という。）を追加すること。この場合、都道府県が条例で定める寄附金については道府県民税から、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税からそれぞれ税額控除すること。

(二) 寄附金税額控除の適用下限額を二千円（現行五千円）に引き下げるのこと。

(三) 控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととすること。

(四) (一)の条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、

当該条例においては当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかに

しなければならないこととすること。

(五) 控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を備え、これを保存しなければならないこととすること。

(六) 都道府県知事及び市町村長は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができることとすること。

(七) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となつた利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。

5 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。

(第五十三条、第三百二十二条の八関係)

6 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申

告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとすること。(一)

第五十三条関係)

- 7 平成二十五年一月一日から、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を有する前年の合計所得金額が五百万円以上の者について、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出できるものとすること。 (附則第三条の三関係)
- 8 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間千五百頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行つたうえ、その適用期限を平成二十七年度まで延長すること。 (附則第六条関係)
- 9 平成二十四年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその十分の一に相当する金額を控除する措置を廃止すること。 (附則第七条関係)
- 10 法人税割の課税標準である法人税額について、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずること。 (附則八条関係)
- 11 特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じ、非課税

の適用がなかつたものとされた利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払つたものとみなして利子割に関する規定を適用することとすること。 （附則第八条の三の二関係）

12 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した一定の退職金共済事業を行う法人について、利子割を非課税とすること。 （附則第四十一条関係）

## 二 事業税

1 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 （第七十二条の二十三関係）

2 中間納付制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 （第七十条の二十六関係）

3 少額短期保険業に係る法人事業税について、収入金額の二分の一に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を廃止することとし、少額短期保険業の課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に生命保険等に係るものは百分の十六、損害保険に係るものは百分の二十六を乗じて得た金額とする措置を講ずること。 （第七十二条の二十四の二関係）

4 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第九条関係）

### 三 不動産取得税

1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十五年三月三十日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置を適用すること。（附則第十一条関係）

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十五年三月三十日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用すること。（附則第十一条の四関係）

- 3 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を特定都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の二分の一、その他の都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の五分の一に相当する額とした上、その適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。 （附則第十一条関係）
- 4 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。
- (一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。 （附則第十条関係）
- (二) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十五年三月三十日まで延長すること。 （附則第十条関係）
- (三) 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期

限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(四) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(五) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の四関係）

5 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十五年三月三十

一日とすること。 (第七十三条の十四、附則第十一條関係)

(二) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適當と認める者が取得する換地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十五年三月三十一日とすること。 (第七十三条の十四  
、附則第十一條関係)

(三) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の三に相当する額とした上、その適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十一條関係)

(四) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の三に相当する額とした上、その適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十一條関係)

(五) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の三に相当する額とした上、その適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十一條関係)

(六) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従つて譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象となる計画類型を認定中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の四関係）

6 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

- (一) 事業協同組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得する一定の施設に係る課税標準の特例措置（第七十三条の十四関係）
- (二) 事業者等が独立行政法人住宅金融支援機構等から一定の資金の貸付けを受けて取得する不動産に係る課税標準の特例措置（第七十三条の十四関係）
- (三) 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の四関係）
- (四) 再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期

間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の四関係）

(五) 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物（対償の給付のために取得する施設建築の部分を除く。）に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の四関係）

(六) 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した施設住宅に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の四関係）

#### 四関係)

(七) 防災街区整備事業組合等が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の四関係）

(八) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員等に譲渡した場合の納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の五関係）

#### の二十七の五関係）

(九) 農地保有合理化法人等が土地改良法の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の七関係）

(十) 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の八関係）

(十一) 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置（第七十三条の二十七の九関係）

(十二) 独立行政法人都市再生機構が取得する旧地域振興整備公団法及び旧都市基盤整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）

(十三) 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従つて取得する一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十二条関係）

(十四) 河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替

## 家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

- (左) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (右) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (左) 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (右) 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従つて実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）
- (左) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(三) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(四) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(五) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(六) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置（附則第十二条の四関係）

(七) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときに不動産取得税の徵収猶予を継続する特例措置（附則第十二条関係）

#### 四 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十四年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあつては千本につき六百四十四円引き下げ、市町村たばこ税にあつては千本につき六百四十四円引き上げること。（第七十四条の五、第四百六十八条関係）

2 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二十四年四月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、道府県たばこ税にあつては千本につき三百五円引き下げ、市町村たばこ税にあつては千本につき三百五円引き上げること。（附則第十二条の二、第三十条の二関係）

#### 五 自動車取得税

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗用バスに係る非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗用バスの取得を非課税とする措置に改めること。（附則第十二条の二の二関係）

#### 六 固定資産税及び都市計画税

1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車で平成二十三年四月一日から平成二十四年九月三十日までの間（一定のものについては平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間）に取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の五分の三とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

2 港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後十年度間は、国際戦略港湾において取得されたものにあってはその価格の二分の一とし、一定の国際拠点港湾において取得されたものにあってはその価格の三分の二とする特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

3 主として離島路線に就航する一定の航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特に地域的な航空運送の用に供する一定の小型の航空機に係る固定資産税の課税標準をその価格の四分の

一（現行固定資産税が課されることとなつた年度から三年度間はその価格の四分の一、その後の三年度間はその価格の二分の一）とすること。（第三百四十九条の三関係）

4 離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税率の特例措置について、対象船舶に係る適用要件を撤廃し、課税標準をその価格の三分の一（現行新造後五年度間はその価格の三分の一、その後の五年度間はその価格の三分の二）とした上、その新造期限を撤廃すること。（附則第十五条関係）

5 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度間はその価格の三分の一（現行二分の一）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

6 次のとおり課税標準の非課税措置等の適用期限を延長すること。

（イ） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について

、その対象資産の整備期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十四条関係）

(二) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十

#### 五条関係)

(四) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附

#### 則第十五条関係）

(五) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための

施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成二十四年度分まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

#### 第十五条関係)

(七) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(八) 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十六条の二関係）

7 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から家屋及び償却資産を除外すること。（第三百四十九条の三関係）

(二) 倉庫業者又は港湾運送業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から上屋を除外した上、その対象資産の新設又は増設の期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条

#### 条関係

(三) 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従つて実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設した設備のうち一定の小規模な無線設備に係る課税標準をその価格の二分の一とし、一定の小規模な無線設備以外の無線設備にあつてはその価格の四分の三（当該設備のうち一定の地域を対象とするもので、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、その価格

の二分の一）とし、一定の放送番組を制作するための設備にあつてはその価格の四分の三（当該設備のうち平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に新設されたものにあつては、その価格の五分の四）とした上、その対象資産の新設期限を平成二十六年三月三十日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十日まで延長すること。

（附則第十五条関係）

(五) 鉄軌道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度間はその価格の三分の一（現行四分の一）とした上、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度間はその価格

の三分の二（現行二分の一）とし、このうち一定の小規模な鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する場合においてはその価格の五分の三とした上、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度間はその価格の五分の三（現行二分の一）とし、このうち特定都市再生緊急整備地域で施行された認定事業により取得したものにあつてはその価格の二分の一とした上、その対象資産の取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受け取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象者を港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に同法による改正前の港湾法に規定する認定

運営者であるものとし、対象港湾を同号に掲げる規定の施行の際現に指定港湾であるものとした上、その対象資産の取得期限を平成二十六年三月三十日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 電気通信事業を営む者が総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために取得した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した一定の設備とした上、その新設期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、一定の住宅である家屋のうち人の居住の用に供する部分以外の部分及び住宅以外の家屋に係る税額からの減額を第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合は一定の合算額の四分の一に相当する額（現行三分の一に相当する額）とした上、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(十一) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅

とした上、その対象資産の新築期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

8 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

- (一) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第三百四十九条の三関係）
- (二) 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のもの の用に供する一定の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（第三百四十九条の三関係、第七百二条第二項）
- (三) 独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第三百四十九条の三関係）
- (四) 社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（第三百四十九条の三関係、第七百二条第二項）
- (五) 自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及

び都市計画税の課税標準の特例措置（第三百四十九条の三関係、第七百二条第二項）

(六) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（第三百四十九条の三関係、第七百二条

## 第二項）

(七) 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従つて設置された一定の路外駐車場の用に供する家屋に係る

固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(八) 都市緑地法に規定する認定計画に従つて新設された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(九) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(十) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(十一) 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的

な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(2) 卸売市場法に基づく許可を受けた者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(4) 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(5) 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(6) 事業主がその従業者に労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために一定の事務所等又は従

業者の自宅に設置する一定の電気通信設備等に係る固定資産税の特例措置（附則第十五条関係）

(7) 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、

一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則

#### 第十六条の二関係）

(六) 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則第

#### 十六条の二関係）

(九) 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

(三) 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

### 七 事業所税

1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置につ

いて、その適用期限を二年延長すること。（附則第三十三条関係）

- 2 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第三十三条関係）

## 八 国民健康保険税

平成二十五年度から、国民健康保険税の所得割額の算定方式について、基礎控除後の総所得金額等を算定の基礎とする方式に一本化すること。（第七百三条の四関係）

## 九 その他

- 1 更正の請求並びに更正及び決定の期間制限について、次の措置を講ずること。（第十七条の五、第

### 十八条、第二十条の九の三関係）

- (一) 納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間を五年（現行一年）に延長すること。

(二) (一)の改正に併せ、地方団体がする更正及び決定の期間制限を五年（現行三年）に延長すること。

- 2 総務大臣が地方税に関する法律に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否

する処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととすること。（第十八条の四関係）

3 罰則について、次の措置を講ずること。

(一) 税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずること。（第二十二条関係）

(二) 内容虚偽の更正請求書の提出に対する处罚規定を設けること。（第二十二条の二、第七十二条の

#### 四十九関係)

(三) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等を行うこと。（第二十七条、第三十条、第三十一条、第四十一条、第五十条、第五十三条の三、第五十四条、第七十条、第七十一条の二十一、第七十一条の四十二、第七十一条の六十二、第七十二条の八、第七十二条の十、第七十二条の十一、第七十二条の三十六、第七十二条の三十七、第七十二条の三十八、第七十二条の四十九の十、第七十二条の五十六、第七十二条の五十七、第七十二条の六十四、第七十二条の七十、第七十二条の八十五、第七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七十二条の百二、第七十三条の九、第七十三条の十一、第七十三条の十二、第七十三条の十九、第七十三条の二十、第七十三条の三十八、第七十四条の八、第七十四条の十二の二、第七十四条の十八、第七十四条の二十九、第七十八条、第八十条、第八十一条

、第八十五条、第九十六条、第一百十七条、第一百二十四条の二、第一百三十八条、第一百四十四条の十二、第一百四十四条の十七、第一百四十四条の十九、第一百四十四条の二十二、第一百四十四条の二十五、第一百四十四条の二十六、第一百四十四条の二十八、第一百四十四条の三十三、第一百四十四条の三十七、第一百四十四条の三十九、第一百四十四条の五十三、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十六条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十九条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十二条、第二百七十二条、第二百六十五条、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条、第二百七十二条、第二百七十三条、第二百八十七条、第二百九十九条、第三百一条、第三百二条、第三百七十二条の四、第三百十七条の五、第三百十七条の七、第三百二十一条の八の三、第三百二十二条の九、第三百二十八条の八、第三百二十八条の十六、第三百三十三条、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百五十七条、第三百七十五条、第三百八十五条、第三百八十六条、第三百九十五条、第三百九十七条、第四百四十八条、第四百四十九条、第四百五十一条、第四百六十一条、第四百七十二条、第四百七十五条の二、第四百八十五条の五、第五百二十二条の二、第五百二十四条、第五百二十六条、第五百二十八条、第五百二十九条、第五百四十三条、第五百八十九条、第五百九十一

条、第五百九十二条、第六百条の二、第六百十五条、第六百七十五条、第六百七十七条、第六百七十八条、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百九十七条、第七百条の五十七、第七百条の五十  
八、第七百条の六十、第七百条の六十八、第七百一条の六、第七百一条の二十、第七百一条の三十  
六、第七百一条の三十八、第七百一条の三十九、第七百一条の四十九の二、第七百一条の五十三、  
第七百一条の五十四、第七百一条の六十七、第七百八条、第七百十条、第七百十一条、第七百十五  
条、第七百十六条、第七百三十条、第七百三十三条の五、第七百三十三条の七、第七百三十三条の  
八、第七百三十三条の十一、第七百三十三条の十二、第七百三十三条の二十六、附則第五条の四関  
係)

(四) 脱税犯に対する罰則について、次の措置を講ずること。 (第五十条、第六十二条、第六十九条、

第七十一条の十六、第七十一条の二十、第七十一条の三十七、第七十一条の四十一、第七十一条の  
五十七、第七十一条の六十一、第七十二条の四十九の三、第七十二条の六十、第七十二条の六十九  
、第七十二条の九十五、第七十二条の百九、第七十二条の百十、第七十三条の三十、第七十三条の  
三十七、第七十四条の十五、第七十四条の二十八、第八十六条、第九十五条、第一百二十七条、第一百

三十七条、第一百四十四条の四十一、第一百四十四条の五十二、第一百六十条、第一百六十八条、第一百九十  
二条、第二百一条、第二百八十二条、第二百八十六条、第三百二十四条、第三百二十八条の十六、

第三百三十二条、第三百五十八条、第三百七十四条、第四百五十二条、第四百六十条、第四百七十  
八条、第四百八十五条の四、第五百三十条、第五百四十二条、第六百四条、第六百十四条、第六百  
九十二条、第六百九十六条、第七百条の六十一、第七百条の六十七、第七百一条の七、第七百一条  
の十九、第七百一条の五十六、第七百一条の六十六、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三  
十三条の二十一、第七百二十三条の二十五関係)

ア 脱税犯に係る法定刑の引上げ等を行うこと。

イ 故意の申告書不提出による脱税犯に対する处罚規定を設けること。

(五) 地方消費税の不正還付の未遂を罰することとする。(第七十二条の九十五関係)

4 徴税吏員等は地方税に関する調査等について必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類  
その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示又は提出を求めるとともに、当該  
物件を留め置くことができる」とすること。  
(第二十六条、第七十二条の七、第七十二条の四十九

の五、第七十二条の六十三、第七十二条の八十四、第七十三条の八、第七十四条の七、第七十七条、第一百十六条、第一百四十四条の十一、第一百四十四条の三十八、第一百五十五条、第一百八十八条、第二百六十四条、第二百九十八条、第三百五十三条、第三百九十六条、第四百五十条、第四百七十条、第五百二十五条、第五百八十八条、第六百七十四条、第七百条の五十九、第七百一条の五、第七百一条の三十五、第七百七条、第七百二十三条の四関係)

5 総務省の職員で総務大臣が指定するものが行う法人の事業税、個人の事業税、軽油引取税又は固定資産税に関する調査に係る質問検査等について、次の措置を講ずること。（第七十二条の四十九の五、第七十二条の四十九の六、第七十二条の四十九の七、第七十二条の四十九の八、第七十二条の四十九の九、第七十二条の四十九の十、第七十二条の六十三、第七十二条の六十三の二、第七十二条の六十三の三、第七十二条の六十三の四、第七十二条の六十三の五、第七十二条の六十三の六、第一百四十四条の三十八、第一百四十四条の三十八の二、第一百四十四条の三十八の三、第一百四十四条の三十八の四、第一百四十四条の三十八の五、第一百四十四条の三十八の六、第三百九十六条、第三百九十六条の二、第三百九十六条の三、第三百九十六条の四、第三百九十六条の五、第三百九十六条の六関係）、

(一) 総務省の職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、原則として、あらかじめ調査の相手方等に対して実地の調査の開始の日時及び場所等の事項を書面により通知することとすること。

(二) 調査の終了時においては、当該調査が終了した旨等を、原則として、書面により通知することとすること。

## 第二 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

1 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%軽減税率（道府県民税一・二%、市町村民税一・八%）の特例を二年延長すること。

（平成二十年改正法附則第三条、第八条関係）

2 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例を二年延長すること。（平成二十年改正法附則第三条関係）

3 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を二年延長すること。（平成二十年改正法附則第三条関係）

4 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を二年延長し、平成二十七年一月一日とすること。（平成二十二年改正法附則第一条関係）

### 第三 航空機燃料譲与税法に関する事項

航空機燃料譲与税は、平成二十三年度から平成二十五年度までの間、航空機燃料税の収入額の九分の二（現行十三分の二）に相当する額とする特例措置を講ずること。（附則第二項関係）

### 第四 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

罰則について、次の措置を講ずること。

1 秩序犯に係る法定刑の引上げ等を行うこと。（第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十条関係）

#### 第三十一条関係

2 脱税犯に対する罰則について、次の措置を講ずること。（第二十七条、第二十八条関係）

(一) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等を行うこと。

(二) 故意の申告書不提出による脱税犯に対する处罚規定を設けること。

3 税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずること。（第三十一条関係）

## 第五 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の九の3及び第四の改正は平成二十三年六月一日から、第一の一の4及び9並びに第一の九の2、4及び5の改正は平成二十四年一月一日から、第一の四の改正は平成二十四年四月一日から、第一の一の2、3、7及び8の改正は平成二十五年一月一日から、第一の八の改正は平成二十五年四月一日から、第一の一の1は総合特別区域法の施行の日から、第一の六の7(八)（指定港湾に改正する部分に限る。）の改正は港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の六の7(九)（新設期限を平成二十五年三月三十一日まで延長する部分を除く。）の改正は電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の3（適用期限を平成二十五年三月三十一日まで延長する部分を除く。）及び第一の六の7(七)（取得期限を平成二十五年三月三十一日まで延長する部分を除く。）の改正は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の1及び2並びに第一の六の7(二)は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の六の2及び7(八)（指定港湾に改正する部分及び取得期限を平成二十六年三月

三十日まで延長する部分を除く。）の改正は港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から、その他の改正は平成二十三年四月一日から施行すること。